

NPO法人のみなさまへ

# 平成27年10月1日から 信用保証協会がご利用いただけるようになりました。

中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)のみなさまにも信用保証協会がご利用いただけるようになりました(一部の保証制度を除く。)

## 保証の対象となるかた

愛知県内に事業所があり、事業を営んでいるNPO法人※1

小売業・飲食店  
50人以下

卸売業・サービス業  
100人以下

製造業・建設業・運送業  
300人以下



イメージキャラクター「えじねこ」

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金

担保

原則不要

連帯保証人

原則代表者以外不要

保証申込みには、次の書類が必要となります。※2

- ◆ 信用保証委託申込書
- ◆ 信用保証委託契約書
- ◆ 印鑑証明書
- ◆ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ◆ 商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し
- ◆ 許認可等を要する業種については、許認可証等の写し
- ◆ 事業報告書等(特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類)
  - ・ 事業報告書
  - ・ 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録
  - ・ 年間役員名簿
  - ・ 社員※3のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。



中小企業のベストパートナー  
AICHI GUARANTEE

愛知県信用保証協会

<http://www.cgc-aichi.or.jp/>

本店 / 〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号 ☎ 0120-454-754

西三河支店 / 〒444-8612 岡崎市久後崎町字宮前17番地 ☎ 0564-55-5500

東三河支店 / 〒440-0076 豊橋市大橋通2丁目125番地 ☎ 0532-57-5611

金融あっ旋屋等の第三者が介入した保証申込みは、固くお断りします。

※1 ただし、保証対象業種を営んでいる必要があります。  
 ※2 このほか、保証制度等により提出していただく書類があります。  
 ※3 社員とは、総会で表決権を持つ会員(いわゆる会社等に勤める社員ではありません。)のことです。